

第 V 章

資料編

終了した主な事業

昭和 30 年代～ 40 年代

生活（心配ごと）相談所（昭和 35 年度～平成 13 年度）

「生活（心配ごと）相談所」は、日常生活から生じるあらゆる心配ごとや悩みごと、困りごとなどの相談に応じ、社会資源を活用しながらその問題解決に努めていくことを目的に、昭和 35 年 12 月に開所しました。（財源は国、県、市の補助金）

開所当時は、週 2 回の定例相談日を設け、相談員に委嘱された民生委員児童委員が対面により相談を行っていました。相談内容は、生計、職業、生業、健康、医療、結婚、離婚、家族、住宅、財産、精神衛生、心身障害者福祉、児童福祉、母子福祉、老人福祉、教育少年、人権、事故、苦情、出稼、法律の問題など多岐にわたるものでありました。

昭和 52 年度からは、相談件数の増加や相談者の状況に柔軟に対応するため、相談日を週 3 回に増やし、昭和 63 年度からは電話での相談も始めました。

平成元年度以降は、本会の合併や組織一体化を踏まえ、宮城支部や泉区社協でも相談所を設け、平成 12 年度には全ての区・支部社協に開設することになりましたが、障害者 110 番や在宅介護支援センター、権利擁護センターなど専門の相談機関が増えてきたことなどから、平成 13 年度をもって事業を終了しました。



心配ごと相談所のご案内
平成5年3月15日発行「社協だより第43号」より

家庭奉仕員派遣事業（昭和 42 年度～平成 5 年度）

「老人家庭奉仕員派遣事業」は、市内に居住する身体上または精神上の障害があって、日常生活を営むのに支障のある高齢者のいる世帯に対して家庭奉仕員を派遣し、無料で高齢者の日常生活のお手伝いを行うとともに、高齢者が健全で安らかな生活を送っていただくことを目的に、昭和 42 年 10 月に仙台市からの委託事業として始まりました。

当時、市内には約 60 名の介護が必要な高齢者を把握していたことから、10 名の家庭奉仕員を配置し 1 人あたり概ね 6 世帯を担当し、訪問は 1 日 2 世帯を標準としていました。本会に雇用された家庭奉仕員は、非常勤職員として月曜日から金曜日まで 1 日 6 時間勤務とし、4 日間の研修を経て、訪問活動等の業務を行っていました。

また、昭和 44 年 5 月には「身体障害者家庭奉仕員派遣事業」が、さらに昭和 47 年 11 月には「在宅重度心身障害児（者）家庭奉仕員派遣事業」が始まり、訪問対象者も増加傾向にあることから、昭

和 48 年度には家庭奉仕員は 38 名（老人 25 名、身障者 3 名、重度障害児者 10 名）となりました。

平成元年には、高齢化社会に備えて高齢者保健福祉推進 10 か年戦略（ゴールドプラン）が策定され、ホームヘルプサービス等の在宅福祉サービスの整備が進められることを踏まえ、老人家庭奉仕員も 35 名に増員、訪問回数も大幅に増えました。

平成 4 年度には、事業名が「ホームヘルプサービス事業」に、家庭奉仕員もホームヘルパーに名称変更され、68 名（老人 46 名、身体障害者 13 名、重度障害児者 9 名）のホームヘルパーが、年間延べ 24,393 回（老人 14,077 回、身体障害者 8,739 回、重度障害児者 1,577 回）の訪問を実施しましたが、市内における訪問介護を一元的に対応するため財団法人仙台市在宅福祉サービス公社に事業が移管（ホームヘルパーも含む）され、平成 5 年 8 月をもって事業を終了しました。



家庭奉仕員の家事支援の様子
昭和62年6月15日発行「社協だより第32号」より

愛の訪問員派遣事業（昭和 48 年度～平成 15 年度）

「愛の訪問員派遣事業」は、市内に居住するひとり暮らし高齢者に対し、隣人の訪問により、高齢者の孤独感の解消と精神的安定を図り、その生きがいを高めるとともに、不慮の事故を防止し、老人福祉の増進を図ることを目的に、昭和 48 年 11 月に仙台市からの委託事業として始まりました。

派遣対象は、日常生活に不安定な概ね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者で、訪問員は、原則として当該高齢者の隣人で常時在宅し、扶養義務関係にない方となっており、事業開始時には、32 名の愛の訪問員を委嘱しました。

愛の訪問員は、身のまわり等をお世話する家庭奉仕員とは違い、一日一回又は必要に応じて高齢者宅を訪問し、対話を通じ孤独感を解消すること等が主な活動となっており、年 2 回開催する研修会への出席を必要としていました。

派遣対象者は年々増え、昭和 50 年度には、愛の訪問員は最大 55 名に増え、年間の延べ訪問回数も 15,339 回となりました。

その後、訪問員は 30 名前後を推移し、年間延べ訪問回数 9,000 回近くなりましたが、平成 8 年度以降小地域福祉ネットワーク活動事業が始まったこともあり、徐々に訪問回数が減り、平成 15 年度をもって事業を終了しました。



在宅一人暮らし老人をいたわる
愛の訪問員の技能研修

愛の訪問員の技能研修の様子
昭和53年10月1日発行「社協だより
第22号」より

昭和 50 年代～ 60 年代

福祉バス運行事業（昭和 52 年度～平成 24 年度）

昭和 52 年 9 月、社会福祉関係団体が行う研修、視察等の自主的活動を助長し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする「福祉バス運行事業」を仙台市からの委託事業として開始しました。

この事業は、かねてから老人クラブ等の地域福祉関係団体などから要望があったもので、原則として地区社協、老人、心身障害者、母子及び里親が構成する団体で、概ね 30 人以上のグループが、市内一円（必要に応じ宮城県内）で実施する日帰りの研修、視察等に無料で利用できるものでした。


車両は、49 人乗りの大型バスで、最初のバスは乗降ステップ付きで、次の 2 代目はさらに車いすリフト付きのバスでした。

事業を開始した当時は、老人クラブや地区社協等の地域福祉団体が多く利用していましたが、時代の移り変わりで利用団体も多様化し、利用の仕方も移動研修から高齢者、障害者の社会参加まで幅広く利用され、利用団体、利用回数も年々増加したため、利用繁忙期の 5 月から 11 月は観光バスを借り上げて 2 台で運行するようになりました。

平成元年には、泉市社協との組織一体化により 1 台増え、2 台（利用繁忙期は 3 台）で運行するようになり、平成 19 年度からは市の補助事業となった後、平成 24 年度に補助が終了されることに伴い、事業を終了しました。

ふれあい福祉バスの利用について

市内の社会福祉関係団体・ボランティア団体の行う研修、視察等の自主的活動を助長し福祉の増進を図るため、福祉バスの運行をしています。



1. 利用団体 社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、民間非営利団体及びボランティア団体、高齢者、心身障害者、母子及び里親が構成する団体が利用いただけます。
2. 運行距離 概ね 30 人以上のグループが、市内一円で実施する研修・視察等日帰りできる範囲以内です（行楽等のみでは利用できません）
*ただし、運行時間前（前日）の夜間については市外（県内）に限る）についてご利用をさせていただきます。
3. 運行時間 午前 9 時から午後 4 時まで
4. 定員 1 台車 定員 50 名（客席 40 席 補助席 10 席）車椅子用リフト付
*車椅子 6 台（最大）を取り付けたとき、定員 41 名
（客席 29 席 補助席 6 席）
車椅子の方、お身体が不自由な方が乗車するには、介護者が必要添っていただきます。
2 台車 定員 45 名（客席 37 席 補助席 8 席）
3 台車 定員 45 名（客席 40 席 補助席 5 席）
*12 月～4 月間は 1 日あたり 2 台までの稼働になります。
5. 申込方法 ①利用希望日がある月の 3ヶ月前の 21 日（土曜日、日曜日、祝祭日、又は福祉プラザの休館日）にあたる場合は翌日）に午前 10 時から福祉プラザにおいて抽籤を行います。抽籤者を決定しております。
②抽籤当日は 1 日あたり 1 回のみ抽籤を行います。
③抽籤会終了後は、先着順で利用日の予約ができます。
6. 利用料金 無料
*有料駐車場・有料道路等の料金は利用者のご負担になります。

問合せ先

〒980-0022 仙台市東区五橋 5 丁目 12 番 2 号
仙台市福祉プラザ 6 号館
社会福祉協議会 仙台市社会福祉協議会
地域福祉推進課 電話 022-229-2210
FAX 022-252-1949

福祉バス利用のご案内

乳酸菌飲料支給事業（昭和 58 年度～平成 14 年度）

「乳酸菌飲料支給事業」は、市内在住の概ね 80 歳以上のひとり暮らしの高齢者に対して、週 3 回、乳酸菌飲料（ヤクルト）を無料で配達し、その際に“愛の一声”をかけ、安否を確認するもので、昭和 58 年 12 月から開始しました。この事業には、宅配業務をしている乳酸菌飲料会社の協力を得て実施され、初年度は、約 4 か月で延べ 806 名の高齢者に、延べ 9,309 回訪問しました。

昭和 59 年度は、対象者が 299 名（延べ 2,943 名）、延訪問回数が 37,192 回でしたが、毎年対象者数及び延訪問回数が増えていき、ピーク時の平成 13 年度には、対象者が 1,176 名、延べ訪問回数が 121,522 回になりました。平成 8 年度以降、小地域福祉ネットワーク活動をはじめ、地域における見守り活動が盛んになってきたことなどにより、平成 14 年度をもって事業は終了しました。

乳酸菌飲料支給事業



ひとり暮らしのお年寄りに（おおむね 80 歳以上）、乳酸菌飲料を週 3 回無料で配達し、その際「愛の一声」を掛けて安否の確認を行います。
ご希望の方は、地区の担当民生委員さんにご相談下さい。
詳細は、仙台市社会福祉協議会 または各市区社会福祉協議会へ
☎ 223-2010（代）

乳酸菌飲料支給事業のご案内

平成 7 年 3 月 1 日発行「社協だより第 48 号」より

平成年代

在宅介護者の集い（リフレッシュ事業）（平成2年度～平成24年度）

在宅で高齢者を介護している方を対象に、介護の悩みや苦勞を語り合い、温泉に浸かって心身ともにリフレッシュしていただくために、平成2年度から、全社協からの委託事業として「在宅介護者の集い（リフレッシュ事業）」がはじまりました。

県内外の温泉旅館に一泊し、講演やグループ交流会、相談コーナー、実技実習などを行っていました。また、宿泊が難しい介護者のために日帰りコースを設けるなど、参加しやすい工夫を行うなど、概ね好評を得ていました。

介護保険制度が始まった平成12年度以降は、本会が運営するデイサービスセンター等の介護保険収入を財源として事業を継続しましたが、年々参加希望者も減ってきたこともあり、平成24年度をもって事業を終了しました。



講演会やグループ交流会の様子
平成7年3月1日発行「社協だより第48号」より

障害者権利擁護相談「障害者110番」（平成11年度～平成17年度）

「障害者110番」は、障害のある方の権利擁護に関する相談事業で、平成11年6月に福祉プラザ6階の本会事務局内に拠点を置き仙台市からの委託事業として事業を開始しました。

対象者は、知的障害者、身体障害者、精神障害者を始め、その親兄弟、親族、関係者の方で、障害者ご本人の人権に関わる問題などの相談に応じ、月から金曜日までの9時から4時半、さらに、毎月第1土曜日は12時から20時まで開設し、電話・FAX・面接（来所）のいずれかの方法で相談を受け付けていました。この事業は、平成11年度から7年間実施しましたが、この間に障害者生活支援センターが各区に開設されるなど、障害のある方の相談機関が充実してきたことなどから、平成17年度をもって事業を終了しました。


ご存じですか『障害者110番』

<p>○「障害者110番」って何なの？ 障害のある方が、家族や親族とのトラブル、第3者からの人権に関わる侵害などで悩んでいるときの相談窓口です。</p>	<p>○相談方法は？ 電話・FAX・面接（来所）による相談などいずれの方法でも相談できます。相談は、匿名でも構いません。</p>
<p>○誰でも相談できるの？ 知的障害者、身体障害者、精神障害者の方、または親兄弟、親族、関係者の方が、障害者ご本人の人権に関わる問題でお困りの場合に相談できます。</p>	<p>○「障害者110番」の約束 ◆ご相談いただいた方のプライバシーを尊重し、秘密を守ります。 ◆相談者の意思を大切にします。</p>

相談（直通）電話 **223-2030** 相談FAX **262-1948**
受付時間 月曜日～金曜日 9：00～16：30 / 毎月第一土曜日 12：30～20：00
(上記以外の土日・祝祭日・年末年始はお休みです。)

☆担当者から

「職場などで仲間外れにされている。自分ではどこも努力をしていますが、「病院（施設）」に入っていますが、私の考えを職員や仲間がわかってくれない」など、誰かに話したいけど話せないことを、ちょっと勇気を出して相談してみませんか。『障害者110番』は悩んでいるあなたの味方です。



障害者110番のご案内(社協だより)
平成11年12月1日発行「社協だより第59号」より

ホームレス巡回相談事業・路上生活者等支援センター（平成 16 年度～平成 21 年度）

ホームレス巡回相談事業は、自立の支援等に関する施策と連携して、多くの路上生活者等と接触するとともに、個別の相談を実施するなど、地域における路上生活者等に関する問題の把握と解決のため、平成 16 年度に仙台市からの委託事業として開始しました。

また、路上生活者等の人々に対して、緊急一時的な宿泊場所や食事などを提供するとともに、自立意欲を喚起・助長し、就労や住居の確保に向けて必要な支援を行い、その自立を促進するための「路上生活者等支援センター」（定員 40 名）が榴岡公園内に整備され仙台市からの委託事業として、平成 17 年 3 月 25 日に開所しました。

路上生活者等支援センターは、その後平成 22 年 2 月に路上生活者等支援ホーム「清流ホーム」（青葉区三居沢）と統合され、新たに路上生活者等自立支援ホーム「清流ホーム」として開設されることになりました。この統合に伴い、路上生活者等支援センターは、平成 22 年 3 月末をもって閉所となり、事業は清流ホームを運営する社会福祉法人に移管されました。



開所当時の路上生活者等支援センターの記事
平成 17 年 5 月 19 日「河北新報朝刊」より

母子家庭等就業・自立支援センター（平成 20 年度～平成 24 年度）

平成 20 年 6 月に母子家庭の母等に対する就業相談や就業支援講習の実施などを目的として、仙台市からの委託を受け、仙台市母子寡婦福祉連合会と連携しながら、「母子家庭等就業・自立支援センター」を福祉プラザ 7 階に開設しました。

センターは、ハローワークなど関係機関と連携した就業相談を実施したほか、養育費など複合的な悩みに対しての相談支援も行いました。平成 20 年度の相談は延べ 751 件、継続した支援を希望して求職申込登録を行った方は 114 名（うち 52 名が就職決定）でした。また、弁護士による無料法律相談や日常的な生活相談も行い、母子寡婦連合会で実施していました。

また、就職や生活に役立つ知識の習得や資格取得を目的とした就業支援講習会としては、メイクアップ講座、ライフプラン講座、ホームヘルパー 2 級養成講座などを実施しました。

センターの受託は 5 年間で終了し、平成 25 年 4 月からは公益財団法人せんだい男女共同参画財団に移管され、青葉区中央のエルパーク仙台（AER29 階）に「母子家庭相談支援センター」の名称で事業を継続しています。



センターのリーフレット

法人の設立趣意書・定款

設立趣意書 (昭和34年9月7日)

設立趣意書

仙台市域内における公私各種の社会福祉事業団体、並びに施設等は戦後年を追うて整備拡充され、これら団体、施設相互の連絡、調整の体制を確立して能率的運営を怠りすべきことが緊急必要の情勢となつた。昭和二十六年二月仙台市社会福祉協議会(人格なき社団)が設立せられた。その使命を達成しつ今日に及んで、しかしながら本市は逐年急激の一途を辿り、人口はすでに四十万を遙かに超え、その世帯数は八万八千余を数えてゐる。しかもいづれの旧市域とその後継に亘つて合併した、農家地帯を合す新市域とはいれず環境、事情を異にし、それに即応して各地区独自の内容をもつ地域福祉団体の多岐な結成をみるに至つてゐる。かゝる実情下においては、もはや従来の人格なき社団としての社会福祉協議会をもつては、十分なる機能妙味の發揮を期待し得ないばかりでなく、市民の信頼に劣るためにも、行政方の一般的監督下におくことが望ましい等といえるのであつて、すでに当協議会は解散する旨の決定を以てゐるところである。

この、において、本市域内の社会福祉事業に関係ある団体、施設の代表者は勿論民生委員その他社会福祉事業関係者の回から、より民生的で真に市民の信頼に充てる強力な綜合組織体としての法人格をもつ新団体の設立が、強く要請されると共に、時恰も本市域内の社会福祉事業振興発展方策を検討考慮中の本市当局の基本方針とも呼応して、これが實現の機、全く熟したものと見えるのである。

よつて今般、本市の地域における福祉増進を目的とする事業の調査研究、連絡調整並びに指導育成を図ると共に、特に低所得者階層の更生自立のため、世帯更生資金、医療費貸付資金の貸付主体として、又、今回新たに企図されてゐる同階層に対する福祉資金の貸付を実施し、更に地域社会の保健福祉機構の確立と生活向上等を目的として新築すべく、新団体設立に因する準備委員会を同協議を重ねた結果、満場一致早急設立の賛成を得たので、ここに自主的且つ民主的な社会福祉法人として、仙台市社会福祉協議会を設立し、その綜合的、組織的活動を通して社会福祉の増進に寄与せんとするものである。

昭和三十四年九月七日
社会福祉法人仙台市社会福祉協議会
設立代表者 岡村 同美

定款

第一章 総則

第一条 本協会の名称は「社会福祉法人仙台市社会福祉協議会」とする。

第二条 本協会の目的は、社会福祉の増進に寄与することとする。

第三条 本協会の業務は、社会福祉の増進に寄与する事業とする。

第四条 本協会の組織は、理事、監事、役員とする。

第五条 本協会の定款は、この定款とする。

第六条 本協会の住所は、仙台市〇〇〇〇とする。

第七条 本協会の設立金は、〇〇〇〇〇〇とする。

第八条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第九条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第十条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第十一条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第十二条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第十三条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第十四条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第十五条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第十六条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第十七条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第十八条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第十九条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第二十条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第二十一条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第二十二条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第二十三条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第二十四条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第二十五条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第二十六条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第二十七条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第二十八条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第二十九条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第三十条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第三十一条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第三十二条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第三十三条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第三十四条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第三十五条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第三十六条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第三十七条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第三十八条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第三十九条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第四十条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第四十一条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第四十二条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第四十三条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第四十四条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第四十五条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第四十六条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第四十七条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第四十八条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第四十九条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第五十条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第五十一条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第五十二条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第五十三条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第五十四条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第五十五条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第五十六条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第五十七条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第五十八条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第五十九条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第六十条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第六十一条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第六十二条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第六十三条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第六十四条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第六十五条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第六十六条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第六十七条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第六十八条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第六十九条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第七十条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第七十一条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第七十二条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第七十三条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第七十四条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第七十五条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第七十六条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第七十七条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第七十八条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第七十九条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第八十条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第八十一条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第八十二条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第八十三条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第八十四条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第八十五条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第八十六条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第八十七条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第八十八条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第八十九条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第九十条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第九十一条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第九十二条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第九十三条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第九十四条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第九十五条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第九十六条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第九十七条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第九十八条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第九十九条 本協会の役員は、〇〇名とする。

第一百条 本協会の役員は、〇〇名とする。

六、五、四、三、二、一、の各年度に於ては、前年度に於ける決算結果を基として、本年度の業務計画を立案し、その執行に努むる。

一、業務計画の立案は、経営方針に基づき、市場動向、競争相手、資源の有無等を踏まえ、中長期的な視点から行われる。

二、業務計画は、経営陣の承認を経て、各部署に分解され、具体的な目標と施策として実行される。

三、業務計画の執行は、定期的な進捗確認と報告体制を確保し、柔軟に対応可能な体制を構築する。

四、業務計画の達成状況は、決算報告書を通じて株主に説明し、透明性を高める。

五、業務計画の立案と執行は、継続的な改善と革新を促し、企業の持続的な成長に貢献する。

六、業務計画の立案と執行は、従業員の協力を得ることで、最大の効果を発揮する。

七、業務計画の立案と執行は、社会的責任を果たすための基盤となる。

八、業務計画の立案と執行は、環境保護と持続可能な開発に資する。

九、業務計画の立案と執行は、地域社会との連携を促進する。

十、業務計画の立案と執行は、企業の価値を最大化する。

十一、業務計画の立案と執行は、株主への利益還元を促進する。

十二、業務計画の立案と執行は、企業の競争力を向上させる。

十三、業務計画の立案と執行は、企業の成長を加速させる。

十四、業務計画の立案と執行は、企業の未来を展望する。

十五、業務計画の立案と執行は、企業の使命を果たす。

十六、業務計画の立案と執行は、企業のビジョンを実現する。

十七、業務計画の立案と執行は、企業の文化を醸成する。

十八、業務計画の立案と執行は、企業のブランドを強化する。

十九、業務計画の立案と執行は、企業の評判を向上させる。

二十、業務計画の立案と執行は、企業の信頼性を高める。

二十一、業務計画の立案と執行は、企業のリスクを軽減する。

二十二、業務計画の立案と執行は、企業の機会を捉える。

二十三、業務計画の立案と執行は、企業の強みを活かす。

二十四、業務計画の立案と執行は、企業の弱みを克服する。

二十五、業務計画の立案と執行は、企業の課題を解決する。

二十六、業務計画の立案と執行は、企業の可能性を開拓する。

二十七、業務計画の立案と執行は、企業の未来を創造する。

二十八、業務計画の立案と執行は、企業の夢を実現する。

二十九、業務計画の立案と執行は、企業の希望を叶える。

三十、業務計画の立案と執行は、企業の理想を追求する。

一、業務計画の立案は、経営陣の承認を経て、各部署に分解され、具体的な目標と施策として実行される。

二、業務計画の執行は、定期的な進捗確認と報告体制を確保し、柔軟に対応可能な体制を構築する。

三、業務計画の達成状況は、決算報告書を通じて株主に説明し、透明性を高める。

四、業務計画の立案と執行は、継続的な改善と革新を促し、企業の持続的な成長に貢献する。

五、業務計画の立案と執行は、従業員の協力を得ることで、最大の効果を発揮する。

六、業務計画の立案と執行は、社会的責任を果たすための基盤となる。

七、業務計画の立案と執行は、環境保護と持続可能な開発に資する。

八、業務計画の立案と執行は、地域社会との連携を促進する。

九、業務計画の立案と執行は、企業の価値を最大化する。

十、業務計画の立案と執行は、株主への利益還元を促進する。

十一、業務計画の立案と執行は、企業の競争力を向上させる。

十二、業務計画の立案と執行は、企業の成長を加速させる。

十三、業務計画の立案と執行は、企業の未来を展望する。

十四、業務計画の立案と執行は、企業の使命を果たす。

十五、業務計画の立案と執行は、企業のビジョンを実現する。

十六、業務計画の立案と執行は、企業の文化を醸成する。

十七、業務計画の立案と執行は、企業のブランドを強化する。

十八、業務計画の立案と執行は、企業の評判を向上させる。

十九、業務計画の立案と執行は、企業の信頼性を高める。

二十、業務計画の立案と執行は、企業のリスクを軽減する。

二十一、業務計画の立案と執行は、企業の機会を捉える。

二十二、業務計画の立案と執行は、企業の強みを活かす。

二十三、業務計画の立案と執行は、企業の弱みを克服する。

二十四、業務計画の立案と執行は、企業の課題を解決する。

二十五、業務計画の立案と執行は、企業の可能性を開拓する。

二十六、業務計画の立案と執行は、企業の未来を創造する。

二十七、業務計画の立案と執行は、企業の夢を実現する。

二十八、業務計画の立案と執行は、企業の希望を叶える。

二十九、業務計画の立案と執行は、企業の理想を追求する。

三十、業務計画の立案と執行は、企業の使命を果たす。

三十一、業務計画の立案と執行は、企業のビジョンを実現する。

三十二、業務計画の立案と執行は、企業の文化を醸成する。

三十三、業務計画の立案と執行は、企業のブランドを強化する。

三十四、業務計画の立案と執行は、企業の評判を向上させる。

三十五、業務計画の立案と執行は、企業の信頼性を高める。

三十六、業務計画の立案と執行は、企業のリスクを軽減する。

三十七、業務計画の立案と執行は、企業の機会を捉える。

三十八、業務計画の立案と執行は、企業の強みを活かす。

三十九、業務計画の立案と執行は、企業の弱みを克服する。

四十、業務計画の立案と執行は、企業の課題を解決する。

四十一、業務計画の立案と執行は、企業の可能性を開拓する。

四十二、業務計画の立案と執行は、企業の未来を創造する。

四十三、業務計画の立案と執行は、企業の夢を実現する。

四十四、業務計画の立案と執行は、企業の希望を叶える。

四十五、業務計画の立案と執行は、企業の理想を追求する。

四十六、業務計画の立案と執行は、企業の使命を果たす。

四十七、業務計画の立案と執行は、企業のビジョンを実現する。

四十八、業務計画の立案と執行は、企業の文化を醸成する。

四十九、業務計画の立案と執行は、企業のブランドを強化する。

五十、業務計画の立案と執行は、企業の評判を向上させる。

五十一、業務計画の立案と執行は、企業の信頼性を高める。

五十二、業務計画の立案と執行は、企業のリスクを軽減する。

五十三、業務計画の立案と執行は、企業の機会を捉える。

五十四、業務計画の立案と執行は、企業の強みを活かす。

五十五、業務計画の立案と執行は、企業の弱みを克服する。

五十六、業務計画の立案と執行は、企業の課題を解決する。

五十七、業務計画の立案と執行は、企業の可能性を開拓する。

五十八、業務計画の立案と執行は、企業の未来を創造する。

五十九、業務計画の立案と執行は、企業の夢を実現する。

六十、業務計画の立案と執行は、企業の希望を叶える。

六十一、業務計画の立案と執行は、企業の理想を追求する。

六十二、業務計画の立案と執行は、企業の使命を果たす。

六十三、業務計画の立案と執行は、企業のビジョンを実現する。

六十四、業務計画の立案と執行は、企業の文化を醸成する。

六十五、業務計画の立案と執行は、企業のブランドを強化する。

六十六、業務計画の立案と執行は、企業の評判を向上させる。

六十七、業務計画の立案と執行は、企業の信頼性を高める。

六十八、業務計画の立案と執行は、企業のリスクを軽減する。

六十九、業務計画の立案と執行は、企業の機会を捉える。

七十、業務計画の立案と執行は、企業の強みを活かす。

七十一、業務計画の立案と執行は、企業の弱みを克服する。

七十二、業務計画の立案と執行は、企業の課題を解決する。

七十三、業務計画の立案と執行は、企業の可能性を開拓する。

七十四、業務計画の立案と執行は、企業の未来を創造する。

七十五、業務計画の立案と執行は、企業の夢を実現する。

七十六、業務計画の立案と執行は、企業の希望を叶える。

七十七、業務計画の立案と執行は、企業の理想を追求する。

七十八、業務計画の立案と執行は、企業の使命を果たす。

七十九、業務計画の立案と執行は、企業のビジョンを実現する。

八十、業務計画の立案と執行は、企業の文化を醸成する。

八十一、業務計画の立案と執行は、企業のブランドを強化する。

八十二、業務計画の立案と執行は、企業の評判を向上させる。

八十三、業務計画の立案と執行は、企業の信頼性を高める。

八十四、業務計画の立案と執行は、企業のリスクを軽減する。

八十五、業務計画の立案と執行は、企業の機会を捉える。

八十六、業務計画の立案と執行は、企業の強みを活かす。

八十七、業務計画の立案と執行は、企業の弱みを克服する。

八十八、業務計画の立案と執行は、企業の課題を解決する。

八十九、業務計画の立案と執行は、企業の可能性を開拓する。

九十、業務計画の立案と執行は、企業の未来を創造する。

九十一、業務計画の立案と執行は、企業の夢を実現する。

九十二、業務計画の立案と執行は、企業の希望を叶える。

九十三、業務計画の立案と執行は、企業の理想を追求する。

九十四、業務計画の立案と執行は、企業の使命を果たす。

九十五、業務計画の立案と執行は、企業のビジョンを実現する。

九十六、業務計画の立案と執行は、企業の文化を醸成する。

九十七、業務計画の立案と執行は、企業のブランドを強化する。

九十八、業務計画の立案と執行は、企業の評判を向上させる。

九十九、業務計画の立案と執行は、企業の信頼性を高める。

一百、業務計画の立案と執行は、企業のリスクを軽減する。

70年のあゆみ(沿革年表)

年号 (西暦)	月	本会の主な出来事	仙台市の主な出来事	内外の主な出来事
昭和26年 (1951)		仙台市社会福祉協議会設立(事務所は仙台市役所内に設置) 目黒文吉会長就任(～昭和33年6月)		サンフランシスコ平和条約 日米安全保障条約 社会福祉事業法施行 中央社会福祉協議会設立
昭和27年 (1952)		母子福祉対策資金貸付事業開始(～平成26年度)		破壊活動防止法施行
昭和28年 (1953)				テレビ放送開始
昭和29年 (1954)			野草園開園	第五福竜丸事件、自衛隊設立
昭和30年 (1955)	10	世帯更生資金貸付事業開始(平成2年に生活福祉資金に名称変更)	天文台開台	高度経済成長始まる、55年体制 成立 世帯更生資金貸付制度開始
昭和31年 (1956)			NHK 仙台テレビ局開局 生出村を編入	日ソ共同宣言、日本が国際連合正 式加盟
昭和32年 (1957)	4	医療費貸付事業開始	仙台空港開港	
昭和33年 (1958)	6	目黒文吉会長辞任。大坂鷹司副会長が会長代行を務める(～昭和34 年11月)		
昭和34年 (1959)	7 9 11 12	「社会福祉法人仙台市社会福祉協議会設立準備委員会」結成 「社会福祉法人仙台市社会福祉協議会設立準備委員会」開催(9/7) 社会福祉法人認可申請書を厚生大臣に申請 社会福祉法人認可(12/18) ※定款上の事務所は仙台市志波町一丁目 48番地		皇太子(現在の上皇陛下)ご成婚 精神薄弱者福祉法制定(後の知的 障害者福祉法)
昭和35年 (1960)	2 3 10 12 12	法人設立総会開催(2/10 翠松閣)、島野武会長就任(～昭和59年11月) 社会福祉資金貸付事業開始(3/1 社会福祉資金貸付規程施行) 宮城県共同募金会仙台市支会の事務を受託 仙台市中心配ごと相談所開所(～平成13年度) 日本赤十字社宮城県支部仙台市地区本部の事務を受託		日米新安全保障条約調印、安保闘 争、国民所得倍増計画
昭和36年 (1961)	4 4 4 4	宮城県身体障害者福祉協会仙台市支会(現在の社会福祉法人仙台市 障害者福祉協会)の事務を受託(～平成元年度) 仙台市母子福祉会の事務を受託(後に仙台市母子寡婦福祉会連合会 に改称。～平成6年度) 宮城県連合遺族会仙台市支部(現在の仙台市遺族会)の事務を受託 宮城県里親連合会仙台市支部(現在の仙台市ほほえみの会)の事務 を受託	博物館開館 大倉ダム完成	
昭和37年 (1962)	4 10 10	社会福祉協議会基本要項発布(全国社会福祉協議会) 社会福祉会館建設資金積立金創設(初年度積立額887,000円。～平成 13年度) 仙台市老人クラブ連合会が設立し、本会が事務を受託(～平成4年)	老人クラブへの助成事業 開始 健康都市宣言 市民図書館開館	
昭和38年 (1963)	3 4 10	法人設立3周年記念仙台市社会福祉大会開催(仙台市と共催) 仙台市民生児童委員協議会総務連絡会(現在の仙台市民児協)の事 務を受託 事務所の住所変更登記(仙台市表小路10 仙台市役所西2号庁舎二階)		老人福祉法制定
昭和39年 (1964)	12	第1回歳末慰安演芸大会(～昭和63年度)		東海道新幹線開業、東京オリン ピック・パラリンピック開催 母子福祉法制定
昭和40年 (1965)		広報紙「福祉仙台」発行	現仙台市役所本庁舎完成 八木山動物園開園	日韓基本条約調印

年号 (西暦)	月	本会の主な出来事	仙台市の主な出来事	内外の主な出来事
昭和 41 年 (1966)	4 4 9	福祉活動専門員設置 母子世帯結婚資金貸付事業（～平成 22 年度） 共同募金 20 周年記念仙台市社会福祉大会開催	国道 4 号線仙台バイパス 供用開始	
昭和 42 年 (1967)	4 7 8 10	保育所「こぼと園」開所（社会福祉法人仙台市民生児童委員会設立） 民生委員制度 50 周年記念仙台市社会福祉大会開催 「地区社会福祉協議会（支部）設置のすすめ」発行 老人家庭奉仕員派遣事業開始（～平成 5 年度）	人口 50 万人達成	公害対策基本法公布
昭和 43 年 (1968)	7 9 10	外記丁庁舎 3 階（現在の錦町庁舎。仙台市外記丁 6-1）に事務所移転 定款変更（基本財産を 25 万円から 30 万円に増額） 地区社会福祉協議会（14 地区）が設置（10～12 月） 広報紙「社協だより」第 1 号発行（～平成 18 年度）	科学館開館	国民総生産（GNP）世界第 2 位に
昭和 44 年 (1969)	2 5	社会福祉資金入学準備金貸付事業開始 身体障害者家庭奉仕員派遣事業受託（～平成 5 年度）		
昭和 45 年 (1970)	2	事務所の住居表示が仙台市錦町一丁目 3 番 9 号に変更		大阪万博開催 高齢化率 7%（高齢化社会）
昭和 46 年 (1971)			仙台港開港	非核三原則が国会で採択
昭和 47 年 (1972)	3 4 4 5 11	社協のシンボルマーク制定（全国社会福祉協議会） 「社協の手引き」配布 仙台市精神薄弱児者育成会（現在の社会福祉法人仙台市手をつなぐ 育成会）の事務を受託（～平成 7 年度） 東部市民福祉会館管理運営業務受託（～平成 2 年度） 重度心身障害児（者）家庭奉仕員派遣事業受託（～平成 5 年度）		沖縄返還、日中国交正常化、札幌 冬季オリンピック開催
昭和 48 年 (1973)	4 11	荒町市民福祉会館管理運営業務受託（～平成 2 年度） 愛の訪問員派遣事業受託 訪問員 42 名で事業開始（～平成 15 年度）	敬老乗車証交付事業開始 市民会館開館 新中央卸売市場開場	石油危機（オイルショック）
昭和 49 年 (1974)	4 7	寄付金配分委員会設置（～平成 10 年度） 北山市民福祉会館管理運営業務受託（～平成 2 年度）		
昭和 50 年 (1975)	10	本会初の車両「福祉号」の配備（仙台中央ライオンズクラブからの 寄贈）	東北自動車道（岩槻～仙 台南）供用開始	ベトナム戦争終結
昭和 51 年 (1976)			鶴ヶ谷オープン病院開院 市電廃止	
昭和 52 年 (1977)	6 9	身体障害者福祉資金貸付事業開始（～平成 3 年度） 福祉バス運行事業開始（～平成 24 年度）	新仙台駅開業	
昭和 53 年 (1978)	5 5 12	西多賀市民福祉会館管理運営業務受託（～平成 2 年度） 南小泉市民福祉会館管理運営業務受託（～平成 2 年度） 高額医療費貸付事業開始（～平成 24 年度）	宮城県沖地震発生（震度 5）	日中平和友好条約調印
昭和 54 年 (1979)			歴史民俗資料館会館 瑞鳳殿落成	国際児童年
昭和 55 年 (1980)			新市立病院完成（清水小 路）	イラン・イラク戦争
昭和 56 年 (1981)	3 12	戦災復興記念館 3 階へ事務所移転 六郷市民福祉会館運営業務受託（～平成 2 年度）	戦災復興記念館開館 仙台南部道路（長町～山 田）供用開始	国際障害者年
昭和 57 年 (1982)	3 9	黄色いハンカチ運動開始 市区町村社会福祉協議会法制化運動を展開	東北新幹線開業（盛岡～ 大宮）	老人保健法制定 母子福祉法を母子及び寡婦福祉法 に改称
昭和 58 年 (1983)	12	ひとり暮らし高齢者に乳酸菌飲料支給事業開始（～平成 14 年度）	仙台西道路開通（広瀬通 ～仙台宮城 IC）	市町村社会福祉協議会法制化
昭和 59 年 (1984)	8 11	県ボランティア基金造成に伴う募金活動に協力 島野武会長（当時の仙台市長）が急逝	仙台市体育館開館	

年号 (西暦)	月	本会の主な出来事	仙台市の主な出来事	内外の主な出来事
昭和60年 (1985)	1 10 12	小岩忠一郎会長就任(～平成元年度) 国から福祉ボランティアのまちづくり事業(通称ボラントピア事業)の指定を受ける(指定期間:2年間) 仙台市ボランティアセンター開所	東北新幹線上野駅乗り入れ	プラザ合意(円高が加速)
昭和61年 (1986)			新博物館開館 第1回 SENDAI 光のページェント開催	男女雇用機会均等法施行
昭和62年 (1987)	4 4 4 4 4 7 10	亀岡老人福祉センター管理運営業務受託(～平成16年度) 大野田老人福祉センター管理運営業務受託 小鶴老人福祉センター管理運営業務受託(～平成16年度) 老人福祉電話貸与事業受託 ボラントピア事業基金創設(現在のボランティア基金) ボランティア体験学習会(現在は「夏のボランティア体験会」)開始 大学生ボランティアのつどい開始	仙台市営地下鉄南北線開業(八乙女～富沢) 宮城町を編入	
昭和63年 (1988)	4 4	宮城町社会福祉協議会との合併により仙台市社会福祉協議会宮城支部を設置 (宮城町社協の基本財産10万円を加え、本会の基本財産を40万円に増額) 台原老人福祉センター・台原デイサービスセンター管理運営業務受託	泉市、秋保町を編入(人口88.8万人、面積788km) 仙台市「豊齢化社会」福祉計画(サン・シルバープラン)策定	社会福祉士及び介護福祉士法施行
平成元年 (1989)	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 12 12	泉市社会福祉協議会との組織一体化により、仙台市泉区社会福祉協議会を設置 秋保町社会福祉協議会が、秋保地区社会福祉協議会として新たに設立 泉中央老人福祉センター管理運営業務受託(～平成16年度) 宮城社会福祉センター管理運営業務受託(5/24開所)し、宮城支部事務所が、旧宮城町役場から同センターに移転 泉ふれあいの家管理運営業務受託 訪問入浴車派遣事業受託(～平成10年度) 宮城野、若林、太白の各区役所内に各区事務所を開設、本部事務局内に青葉区事務所を開設 ふれあい食事サービス事業開始(平成18年度に小地域福祉ネットワーク活動と事業統合) 学童・生徒のボランティア活動普及事業によるボランティア協力校の指定開始(～平成20年度) 各区に民生委員児童委員協議会が組織化され区事務所が事務を担う ボランティアワークキャンプ開始	政令指定都市に移行(人口89.6万人) 市制100周年	昭和天皇崩御、平成に改元 消費税実施(3%) ゴールドプラン策定
平成2年 (1990)	4 6 10 12 12	熱海昭会長就任(～平成9年度) 青葉区事務所が、本会事務局内から仙台市役所北庁舎1階に移転 「世帯更生資金貸付制度」が「生活福祉資金貸付制度」に改称 施設福祉委員会設置(～平成15年度) 地域福祉推進委員会設置	仙台空港初の国際定期便(ソウル便)就航 青年文化センター、新科学館、こども宇宙館開館	社会福祉関係八法改正
平成3年 (1991)	3 8 12 12 12 12	在宅介護者の集い事業(リフレッシュ事業)開始(～平成24年度) 指定都市社協・民児連絡協議会の開催(仙台市が当番市) 仙台市若林区社会福祉協議会を設置(12/1) 仙台市太白区社会福祉協議会を設置(12/1) 仙台市宮城野区社会福祉協議会を設置(12/7) 仙台市青葉区社会福祉協議会を設置(12/9)	東北新幹線東京駅乗り入れ 仙台サンプラザ、広瀬文化センター、仙台国際センター開館	バブル経済崩壊、牛肉・オレンジの輸入自由化 湾岸戦争
平成4年 (1992)	4 4 4 4 5 8	泉社会福祉センター運営管理業務受託 泉身体障害者福祉センター運営管理業務受託(後に泉障害者福祉センターに改称) 泉ひまわりの家運営管理業務受託 若林区事務所が、若林区役所内から若林区一本杉の民間マンション1階に移転 泉区事務所が、泉中央老人福祉センターから泉社会福祉センターに移転 キャップハンディ体験会開始	地下鉄南北線、泉中央駅まで延伸 シルバーセンター、保険増進センター開館	国際平和協力法(PKO協力法)成立

年号 (西暦)	月	本会の主な出来事	仙台市の主な出来事	内外の主な出来事
平成 5 年 (1993)	3 4 8	青葉区事務所が、仙台市役所北庁舎 1 階から青葉区役所 7 階に移転 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付事業開始（～平成 17 年度） ホームヘルパー事業を（財）仙台市在宅福祉サービス公社へ移管	仙台市高齢者保健福祉計画策定 仙台市障害者福祉計画策定 若林区文化センター開館	非自民八党派による連立政権誕生
平成 6 年 (1994)	3 4 9	若林区事務所が、若林区中央市民センター別棟 2 階に移転 高砂老人福祉センター・高砂デイサービスセンター運営管理業務受託 本会事務局が、福祉プラザに移転	福祉プラザ開館	新ゴールドプラン策定 エンゼルプラン策定 高齢化率 14%（高齢社会）
平成 7 年 (1995)	1 3	阪神・淡路大震災義援金募集及び職員の派遣（延べ 6 名） 福祉紙芝居第 1 号作成		阪神・淡路大震災（最大震度 6）、地下鉄サリン事件、沖縄米軍基地問題 障害者プラン策定
平成 8 年 (1996)	6 5 5 7 9	小地域福祉ネットワーク活動事業開始（推進モデル地区 10 地区、強化地区 1 地区） 若林区及び泉区ボランティアセンター開所 太白事務所が、太白区ボランティアセンターの開所に伴い太白区長町南の民間ビルに移転 宮城野区事務所が、宮城野区ボランティアセンターの開所に伴い宮城野区原町の民間ビル（メゾン坂下）に移転 青葉区事務所が、青葉区ボランティアセンターの開所に伴い青葉区柏木の民間ビル（フォレスト仙台 3 階）に移転	仙台市ひとにやさしいまちづくり条例制定 地底の森ミュージアム（富沢遺跡保存館）開館	
平成 9 年 (1997)			仙台市障害者保健福祉計画策定 仙台スタジアムオープン	京都議定書 消費税 5% 実施
平成 10 年 (1998)	4	柴田旭会長就任（～平成 17 年度）	仙台市健康づくり構想 2020 策定 新武道館、青葉体育館開館	特定非営利活動促進法が成立 長野冬季オリンピック開催
平成 11 年 (1999)	2 4 6 6 8 11 11	ボランティアアドバイザー養成事業開始 ホームヘルパー養成研修事業開始（～平成 25 年度） 障害者 110 番事業受託（～平成 17 年度） 第 42 回大都市社会福祉施設協議会を仙台市で開催（ホテルニュー水戸屋） 郡山老人福祉センター・郡山デイサービスセンター管理運営業務受託 仙台市権利擁護相談センター（愛称：まもりーぶ仙台）開設（後に仙台市権利擁護センターに改称） ケアプランセンターふれあい開設（五橋・台原・高砂・郡山）	仙台文学館開館 市民活動サポートセンター設置 太白区文化センター開館 人口 100 万人達成	ゴールドプラン 21 策定 新エンゼルプラン策定 地域福祉権利擁護事業開始
平成 12 年 (2000)	2 3 4 8	定款変更（基本財産を 40 万円から 300 万円に増額） 仙台介護サービスネットワーク事務局受託（～平成 16 年度） 在宅介護支援センター受託（五橋・台原・高砂・郡山）（～平成 17 年度） 仙台市在宅介護支援センター連絡協議会事務局受託（～平成 17 年度） あんしんカード配付事業開始	仙石線地下新線開業・あおば通り駅開設	社会福祉法施行 介護保険法施行 成年後見制度開始
平成 13 年 (2001)	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 5 6 8 9 10 10 10 11	仙台市老人福祉施設協議会事務局受託 介護相談員派遣事業（現在の介護サービス相談員派遣事業）受託 社会福祉法人・施設職員研修事業受託 在宅介護支援センター職員研修事業受託（～平成 17 年度） 各区権利擁護センター設置（太白区のみ 10 月設置） 生活福祉資金貸付（離職者支援資金）開始 出産費貸付事業（～平成 22 年度） 社会福祉法人新会計基準に移行（旧基準） 仙台市ケアマネジャー支援センター受託（～平成 17 年度） 創立 50 周年記念式典・祝賀会開催 介護支援専門員試験対策講座実施（～平成 25 年度） ボランティア情報センター開設 泉障害者生活支援センター（愛称：ふらっと泉）受託（後に障害者相談支援事業所ふらっと泉に改称） ケアマネネットワークせんだい事務局受託（～平成 17 年度） 全国障害者スポーツ大会受託事業（ふれあい広場の開催：シェルコムせんだい） ケアプランセンターふれあい泉開設（後に泉区社協ケアプランセンターに改称）（～平成 20 年度） 社会福祉会館建設資金積立金を再編し、社会福祉事業運営積立金（～平成 24 年度）及び介護保険事業運営積立金を創設	仙台開府 400 年 せんだいメディアテーク開館	厚生労働省発足

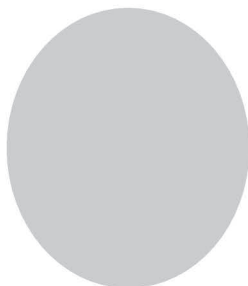
年号 (西暦)	月	本会の主な出来事	仙台市の主な出来事	内外の主な出来事
平成 14 年 (2002)	1 1 9 9 10	地域福祉委員会設置 (現在の地域福祉推進会議) 企画財政委員会設置 宮城野区社協ケアプランセンター開設 (～平成 18 年度) 若林区社協ケアプランセンター開設 (～平成 18 年度) 青葉区事務所が、仙台市役所二日町分庁舎 1 階に移転	成年後見制度利用支援事業開始 発達支援相談センター開所 (平成 24 年に北部発達支援相談センターに改称)	日朝平壤宣言 ホームレス自立支援法施行
平成 15 年 (2003)	3 3 4 4 7 7 7 9 9 10 10 11	第 1 次地域福祉活動計画策定 経営計画 (中間とりまとめ) 策定 青葉区社協ケアプランセンター開設 (～平成 18 年度) 太白区社協ケアプランセンター開設 (～平成 18 年度) 生活福祉資金貸付 (緊急小口資金) 開始 指定都市社協・民児連連絡協議会を仙台市で開催 (ホテルニュー水戸屋) 宮城県北部連続地震の対応で矢本町、鹿島台町へと職員 15 名を派遣 長期生活支援資金貸付事業開始 (現在の不動産担保型生活資金) 青葉障害者生活支援センター (愛称:ふらっと青葉) 受託 (現在の障害者相談支援事業所ふらっと青葉) 第 72 回全国民生委員児童委員大会を仙台市で開催 (市民児協と共催) 第 1 回地域福祉セミナー開催		支援費制度施行 少子化対策基本法施行
平成 16 年 (2004)	4 4 7 7 10 12	ホームレス巡回相談事業受託 (～平成 21 年度) 東北ブロック老人福祉施設協議会事務局受託 (～平成 29 年度) 宮城支部社協ケアプランセンター開設 (～平成 18 年度) 新潟豪雨災害の対応で三条市社協、中之島町社協へ職員 4 名を派遣 新潟県中越地震の対応で小千谷市社協へ職員 4 名を派遣 県・市・本会の 3 者で災害ボランティアセンター設置の覚書を締結		自衛隊イラク派遣 新潟・福島豪雨 新潟中越地震 (最大震度 7)
平成 17 年 (2005)	2 3 4 4 4 5	地域密着型サービス外部評価事業開始 (～平成 22 年度) 仙台市路上生活者等支援センター開設 (～平成 21 年度) 指定管理者制度が導入される 個人情報に関する方針 (プライバシーポリシー) 制定 仙台市成年後見サポート連絡協議会事務局受託 (現在の仙台市成年後見サポート推進協議会) 地下鉄ホーム・地下鉄コンコースへの電飾看板広告設置 (7 駅・8 か所)	仙台市地域保健福祉計画策定	郵政民営化法成立 個人情報保護法施行
平成 18 年 (2006)	3 4 4 4 5 11 12	第 2 次地域福祉活動計画 (せんだい a i プラン) 策定 加藤義雄会長就任 (～平成 21 年度) 五橋・台原・高砂・郡山の 4 地域包括支援センターを受託 介護サービス情報の公表調査事業開始 (～平成 20 年度) 仙台市地域包括支援センター連絡協議会事務局受託 第 1 回成年後見セミナー開催 介護福祉士試験対策講座実施 (～平成 25 年度)		障害者自立支援法施行 国連障害者権利の条約採択
平成 19 年 (2007)	3 4 4 4 6 7 7 7 8	杜の都の社協ビジョン策定 仙台市福祉プラザの指定管理者となる 「地域福祉権利擁護事業」が「日常生活自立支援事業」に名称変更 介護サービス情報の公表調査事業 (～平成 20 年度) 仙台市成年後見総合センター開設 新潟県中越沖地震の対応で柏崎市・刈羽村社協へ職員 4 名を派遣 「杜の都の地域福祉ブログ」による地域福祉情報の発信 (～平成 22 年度) 福祉プラザ 3 階に災害ボランティアセンター及び機材庫の設置 福祉サービス苦情解決事業の実施体制整備 (苦情解決第三者委員の委嘱等)	仙台空港アクセス鉄道開業 (仙台駅～仙台空港)	新潟県中越沖地震 (最大震度 6 強) 高齢化率 21% (超高齢社会)
平成 20 年 (2008)	1 4 4 6 6	灯油購入費貸付 (社会福祉資金特例貸付) 実施 仙台市と「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定」を締結 (老人福祉センター4施設、社会福祉センター2施設、泉障害者福祉センター) 福祉で地域 (まち) づくりモデル事業 (～平成 21 年度) 仙台市母子家庭等就業・自立支援センター開設 (～平成 24 年度) 岩手・宮城内陸地震の対応で栗駒市社協へ職員 4 名を派遣	新天文台開館	岩手・宮城内陸地震 (最大震度 6 強)
平成 21 年 (2009)	7 8 10	仙台都市圏域等社協との相互支援に関する協定締結 (15 市町村社協) 第 1 期市民後見人養成講座 (修了生 22 名が名簿登録) 総合支援資金貸付事業開始		裁判員制度開始

年号 (西暦)	月	本会の主な出来事	仙台市の主な出来事	内外の主な出来事
平成 22 年 (2010)	4 4 7 12	佐藤政一会長就任 (～平成 25 年度) 地域福祉活動推進のための活動拠点づくりモデル事業 (～平成 24 年度) 地域支え合い基金創設 地区社協向け情報誌『福祉 de まちづくり通信』創刊号発行 (～令和元年度)		民主党、社民党、国民新党による連立内閣
平成 23 年 (2011)	3 3 3 4 5 8 8 9 10 12 4 8	【東日本大震災の発生による取組】 ・仙台市災害ボランティアセンター等を開設 (市・青葉・宮城野・若林・太白・泉の 6 か所) ・福祉避難所開設 (台原・高砂・郡山老人福祉センター、泉社会福祉センターの 4 か所) ・緊急小口資金特例貸付実施 (3/27～4/28) ・北部・南部津波災害支援センター開設 (2 センターは 6 月に宮城野体育館 1 か所に津波災害支援センターとして集約。8 月に閉所) ・安心の福祉のまちづくり基本方針策定 ・復興支援“EGAO(笑顔)せんだい”サポートステーション事業開始 (～平成 30 年度) ・安心の福祉のまちづくり懇話会設置 ・生活復興支援資金貸付開始 ・中核支えあいセンター設置 ・地域支えあいセンター事業開始 【その他主な取組】 ・市民後見人第 1 号が誕生、本会が成年後見監督人に就任 ・経営計画策定	東日本大震災 (宮城野区で最大震度 6 強)	東京電力福島第一原発事故
平成 24 年 (2012)	1 3 4 5 11	太白区事務所が、仙台市南部発達相談支援センター (南部アーチル) 内に移転 本会公式ホームページリニューアル 被災地社協支援積立金創設 支えあいセンターあおば・支えあいセンターみやぎの・支えあいセンターわかばやし・支えあいセンターたいはく・支えあいセンターいずみ設置 記録誌「東日本大震災活動報告書」発行	南部発達相談支援センター開所 宮城野区文化センター開館	尖閣諸島・竹島問題
平成 25 年 (2013)	3 4	第 3 次地域福祉活動計画 (せんだい ai プラン) 策定 各区・支部事務所にコミュニティソーシャルワーカーを配置	東北楽天ゴールデンイーグルス初の日本一	障害者総合支援法施行
平成 26 年 (2014)	3 4 7 11	国連防災世界会議関連事業への協力 (災害ボランティアフォーラムの開催等) 山浦正井会長就任 (～現在) 仙台市・仙台市泉区社会福祉協議会合併協議会設置 組織一体化に関する覚書並びに合併契約書調印式	市立病院移転開院 (あすと長町)	消費税 8%
平成 27 年 (2015)	3 4 4 4 9 9	支えあいセンター事業記録誌「希望をつなぐ 明日へ」発行 (社福) 仙台市泉区社会福祉協議会との法人合併、各区・支部社会福祉協議会との組織一体化 (法人合併により基本財産が 300 万円から 600 万円に増額) 社会福祉法人新会計基準に移行 (新基準) 高砂地域包括支援センターに機能強化専任職員 (生活支援コーディネーター) を 1 名配置 第 2 期市民後見人養成講座 (修了生 27 名が名簿登録) 平成 27 年台風 18 号における大和町社協への職員派遣 (延べ 63 名)	仙台市営地下鉄東西線開業 (八木山動物公園駅～荒井駅)	集団的自衛権の行使を認める生活困窮者自立支援法施行 マイナンバー制度導入
平成 28 年 (2016)	3 4 4 7 10 11	第 4 次地域福祉活動計画 (せんだい ai プラン) 策定 五橋・台原・郡山地域包括支援センターに機能強化専任職員 (生活支援コーディネーター) を各 1 名配置 平成 28 年熊本地震における熊本市社協への職員派遣 (10 名) 社協だよりせんだい創刊号発行 (デザインを統一し区支部毎 6 種類を発行) 各区・支部に地区社会福祉協議会会長会議を設置 評議員選任・解任委員会設置		熊本地震 (最大震度 7) 障害者差別解消法施行 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行

年号 (西暦)	月	本会の主な出来事	仙台市の主な出来事	内外の主な出来事
平成 29 年 (2017)	2 2 4 4 4 4 9 11	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業開始 社会福祉法人の地域における公益的な取組に関するセミナー開催 社会福祉法の改正に伴う定款変更 支えあいセンターみやぎしほ設置 通いの場・集いの場充実事業開始 CSW 協働推進地区を選定し支援開始 若林区事務所が、新築された若林区中央市民センター別棟 1 階に移転 住民主体による訪問・通所型生活支援モデル事業の一部受託（～平成 30 年 3 月）	介護予防・日常生活支援 総合事業開始	民生委員制度創設 100 周年
平成 30 年 (2018)	2 2 4 4 7 7 9 10 11	地域における子ども等支援事業開始（せんだい子ども応援団体ネットワークミーティングの開催） 地域福祉推進のための企業との連携事業開始（アンケート調査、職員研修） 保育所等職員研修事業受託 障害理解サポーター養成事業受託 子ども食堂助成金交付事業開始 平成 30 年 7 月豪雨災害における広島市社協への職員派遣（11 名） 子ども食堂関係機関ネットワークミーティング開催（9 月・3 月） 太白区事務所において多機関協働による包括的支援体制構築事業（モデル事業）実施（～令和元年度） 企業の社会貢献・CSR セミナー開催（第 1 回目）		
令和元年 (2019)	11 10	地域福祉サポーター養成講座開始 平成元年東日本台風災害における県内社協（大郷町、大和町、丸森町）への職員派遣（25 名）		令和に改元、消費税 10% に
令和 2 年 (2020)	3 3 4 4 4 10	新型コロナウイルス感染症感染拡大により福祉プラザ等の市民利用施設の利用を一部又は全面休止（～令和 2 年 5 月末） 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減収した生活困窮者を対象とした緊急小口資金等の特例貸付を開始（～令和 4 年 9 月） 第 1 層生活支援コーディネーター設置事業受託 部制の導入（総務部、地域福祉部） 「地域の資源とニーズを繋ぐマッチングポータルサイト」運用開始 リーフレット「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した“小地域福祉ネットワーク活動”のすすめ方」作成		新型コロナウイルス感染症の世界的な流行
令和 3 年 (2021)	1 3 4 8 12	記録誌「つなぐ・つながる～東日本大震災からのコミュニティ再生の歩み」発行 第 5 次地域福祉活動計画（せんだい ai プラン）策定 仙台市 CSW（コミュニティソーシャルワーカー）配置事業受託 第 3 期市民後見人養成講座（修了生 19 名が名簿登録） YouTube「せんだい社協チャンネル」開設		東京オリンピック・パラリンピック開催

歴代会長・副会長

歴代会長（在任期間）



目黒文吉

昭和26年～
昭和33年6月



島野武

昭和35年2月10日～
昭和59年11月6日



小岩忠一郎

昭和60年1月28日～
平成2年3月31日



熱海昭

平成2年4月1日～
平成10年3月31日



柴田旭

平成10年4月1日～
平成18年3月31日



加藤義雄

平成18年4月1日～
平成22年3月31日



佐藤政一

平成22年4月1日～
平成26年3月31日



山浦正井

平成26年4月1日～
現在

歴代会長・副会長名簿

会 長	副 会 長	
目黒文吉 (昭和 26 年～昭和 33 年 6 月)	大坂鷹司 (就任日不明～昭 34.11)	
島野 武 (昭和 35 年 2 月 10 日～ 昭和 59 年 11 月 6 日)	岡崎周美 (昭 34.11 ～昭 38.9)	新明正道 (昭 34.11 ～昭 39.3)
	小岩忠一郎 (昭 38.10 ～昭 45.3)	山本敏郎 (昭 39.4 ～昭 45.3)
	渡辺教英 (昭 45.4 ～昭 49.3)	渡辺文兵衛 (昭 45.4 ～昭 49.3)
	佐藤欽一 (昭 49.4 ～昭 51.3)	阿部主殿 (昭 49.4 ～昭 57.3)
	今泉貞治郎 (昭 51.4 ～昭 57.3)	
	津田友治 (昭 57.4 ～昭 59.5)	安彦ひさ子 (昭 57.4 ～昭 61.3)
小岩忠一郎 (昭和 60 年 1 月 28 日～ 平成 2 年 3 月 31 日)	伊藤仁吉 (昭 60.1 ～昭 61.3)	
	佐藤 敬 (昭 61.4 ～平 2.3)	大沼悌志 (昭 61.4 ～平 4.3)
熱海 昭 (平成 2 年 4 月 1 日～ 平成 10 年 3 月 31 日)	笠原哲男 (平 2.4 ～平 10.3)	早川五兵衛 (平 4.4 ～平 10.3)
柴田 旭 (平成 10 年 4 月 1 日～ 平成 18 年 3 月 31 日)	後藤 浩 (平 10.4 ～平 12.3)	渡邊敬一 (平 10.4 ～平 19.3)
	相澤幸平 (平 12.4 ～平 18.3)	
加藤義雄 (平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 22 年 3 月 31 日)	佐藤直敏 (平 18.4 ～平 26.3)	小松洋吉 (平 20.4 ～平 26.3)
佐藤政一 (平成 22 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日)		
山浦正井 (平成 26 年 4 月 1 日～現在)	瀬戸和良 (平 26.4 ～現在)	阿部重樹 (平 26.4 ～現在)
		大内修道 (令 2.6 ～現在)

現在の理事・監事・評議員(令和 5 年 3 月 31 日現在)

理事 16 名(定数: 13 名以上 17 名以下)

(敬称省略)

役職	氏名	所属団体等
会長(1名)	山浦正井	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会会長
副会長(2名)	瀬戸和良	元 仙台市健康福祉局長
	阿部重樹	学校法人東北学院常任理事
	大内修道	仙台市民生委員児童委員協議会会長・青葉区社会福祉協議会会長
常務理事(1名)	寺田清伸	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会常務理事
理事(12名)	阿部一彦	社会福祉法人仙台市障害者福祉協会会長
	阿部利美	太白区社会福祉協議会会長
	飯塚定男	宮城野区社会福祉協議会会長
	川口慶介	仙台市健康福祉局地域福祉部長
	熊谷英昭	青葉区社会福祉協議会宮城支部支部長
	庄司俊充	泉区社会福祉協議会会長
	高田洋樹	仙台市老人福祉施設協議会会長
	武川由美子	若林区社会福祉協議会会長
	樋口稔夫	仙台市共同募金委員会会長
	堀江達郎	日本赤十字社宮城県支部仙台市地区本部委員会副委員長
八木伸善	仙台市ボランティア連絡協議会会長	

(会長、副会長及び常務理事以外の理事は五十音順)

監事 3 名(定数: 2 名以上 3 名以下)

(敬称省略)

役職	氏名	所属団体等
監事(3名)	高篠伸子	税理士
	成澤直之	株式会社七十七銀行地域開発部公務課長
	安田廣治	司法書士

(五十音順)

評議員 30 名 (定数 : 25 名以上 30 名以内)

(敬称省略)

選出区分	氏 名	所属団体等
(1) 学識経験者 (6名以内)	菅原里江	東北福祉大学総合福祉学部准教授
	清治邦章	一般社団法人仙台市医師会理事
	高山秀樹	仙台商工会議所常務理事・事務局長
	豊田正利	東北文化学園大学現代社会学部教授
	畑俊之	株式会社河北新報社事業局事業部長
	増子正	東北学院大学教養学部教授
(2) 社会福祉事業 を経営する者 及び団体の代 表者 (7名以内)	市川義直	社会福祉法人共生福祉会会長
	佐藤剛	仙台市保育所連合会副会長
	菅田賢治	社会福祉法人仙台市社会事業協会会長
	鈴木邦夫	仙台市知的障害者関係団体連絡協議会会長
	鈴木重良	仙台市児童養護施設協議会会長
	千葉厚子	社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会理事長
	諸橋悟	特定非営利活動法人仙台市精神保健福祉関係団体連絡協議会理事長
(3) 社会福祉に 関する活動を行 う者 (11名以内)	伊丹さち子	仙台市地域包括支援センター連絡協議会会長
	太田貴	仙台市市民活動サポートセンターセンター長
	亀井賢	仙台市PTA協議会監事
	萱場久悦	泉区民生委員児童委員協議会会長
	菊地史朗	仙台市ほほえみの会会長
	今野正志	若林区民生委員児童委員協議会会長
	傅野貞雄	仙台市連合町内会長会副会長
	長岡弘晴	仙台市保護司会連絡協議会副会長
	久道悦子	公益社団法人仙台市老人クラブ連合会会長
	三浦忍	宮城野区民生委員児童委員協議会前会長
	山口強	太白区民生委員児童委員協議会会長
(4) 各区等の社協 活動を行う者 (6名以内)	岩井邦夫	青葉区社会福祉協議会宮城支部副支部長
	小川登	泉区社会福祉協議会副会長
	小野和男	若林区社会福祉協議会副会長
	熊谷武志	宮城野区社会福祉協議会副会長
	長谷川光子	青葉区社会福祉協議会副会長
	福士定男	太白区社会福祉協議会副会長

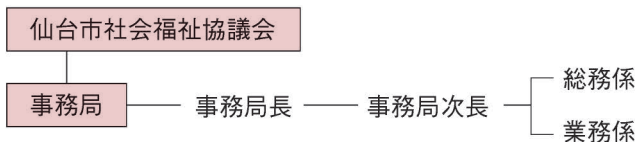
(選出区分毎に五十音順)

組織の変遷

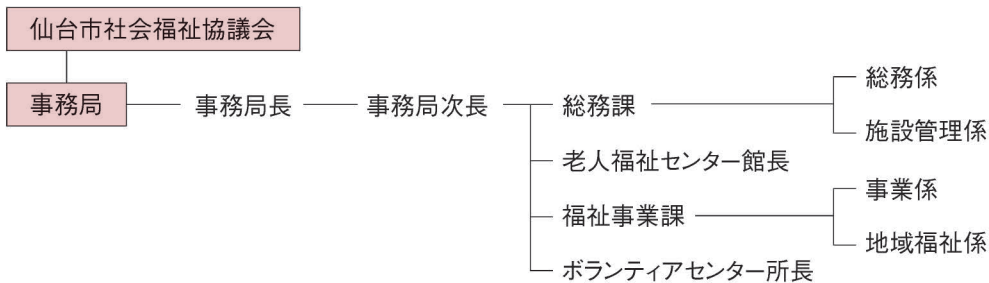
昭和 50 年代前半まで

年代	職員体制の記録
昭和 20 年代	不明
昭和 30 年代	当時の本会事務局規程（昭和 35 年 7 月 1 日施行）によると、事務局の職員体制は事務局長 1 名、部長 2 名、主事若干名、書記若干名と規定されていました。 参考：5 ページ「昭和 35 年 4 月 1 日の組織体制等」
昭和 40 年代～ 昭和 50 年代前半	本会定款施行細則（昭和 43 年 10 月 14 日施行）によると、事務局の職員体制は事務局長 1 名、事務局次長 1 名、主事若干名、主事補若干名と規定されていました。

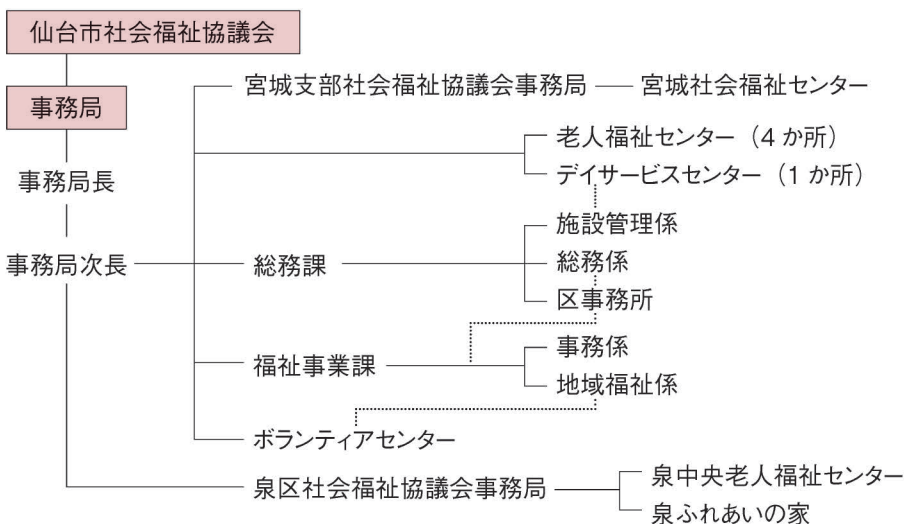
昭和 56 年～ 59 年 戦災復興記念館に事務所を移転した頃



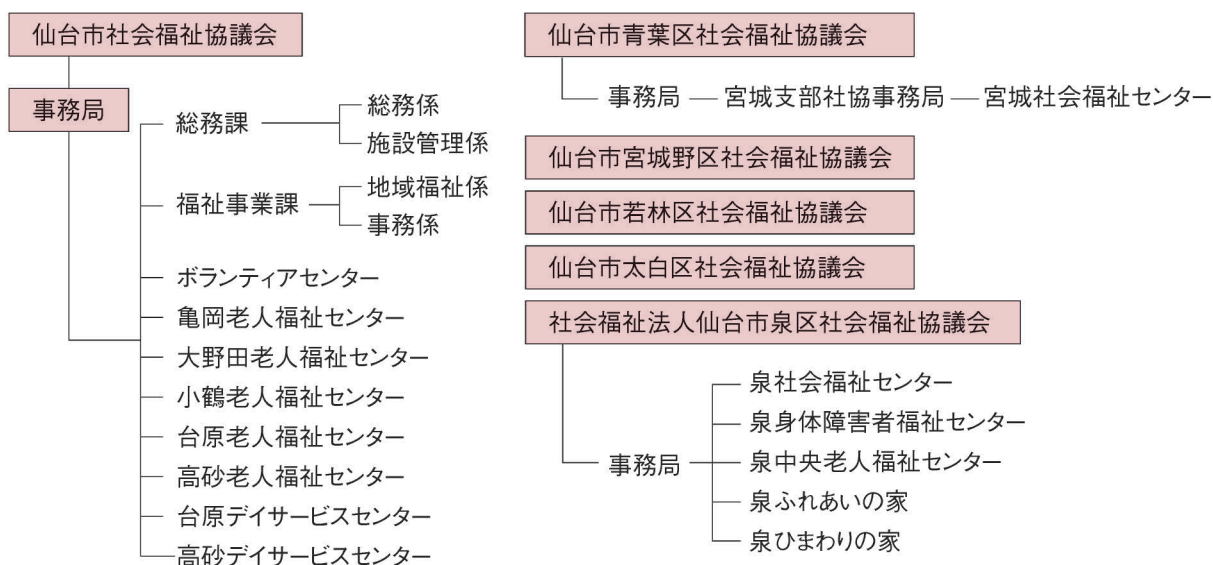
昭和 62 年 仙台市ボランティアセンター設置後、老人福祉センター管理運営を受託した頃



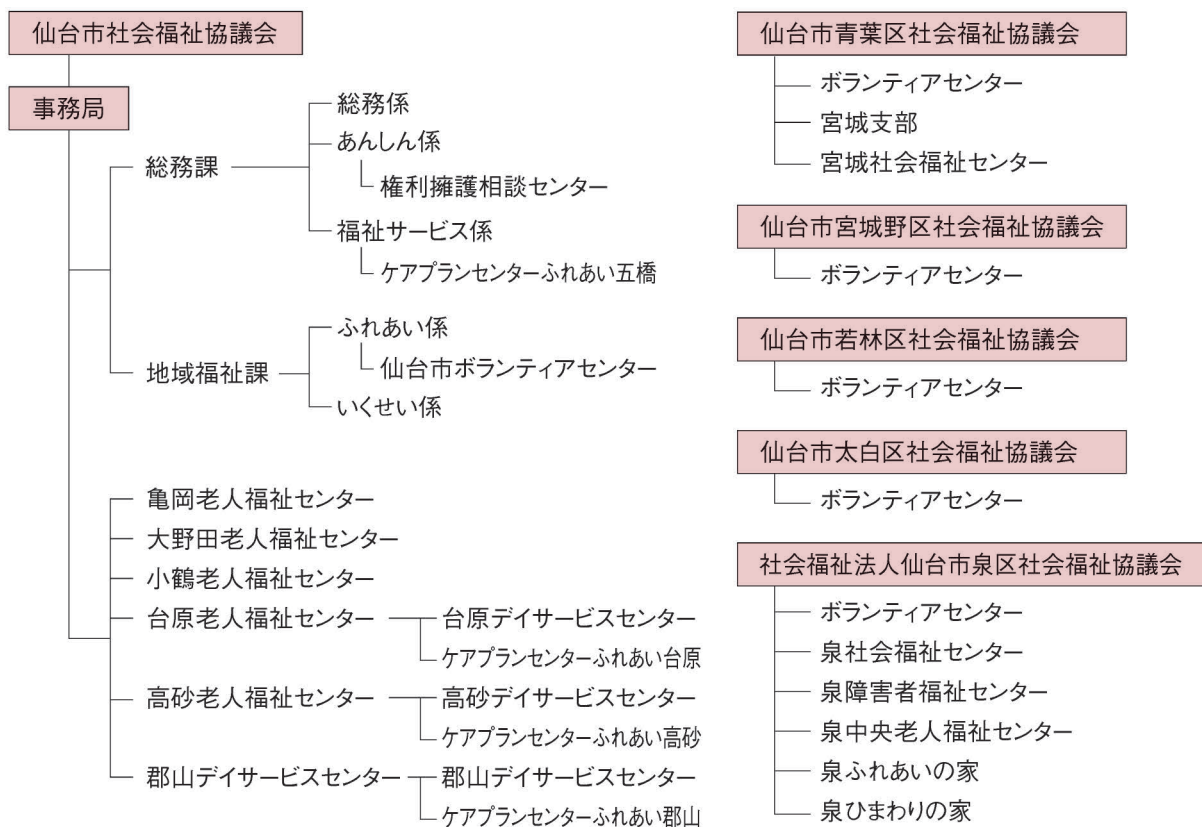
平成 2 年～ 4 年 区制施行や市町合併等の後、各区に事務局・事務所が設置されていた頃



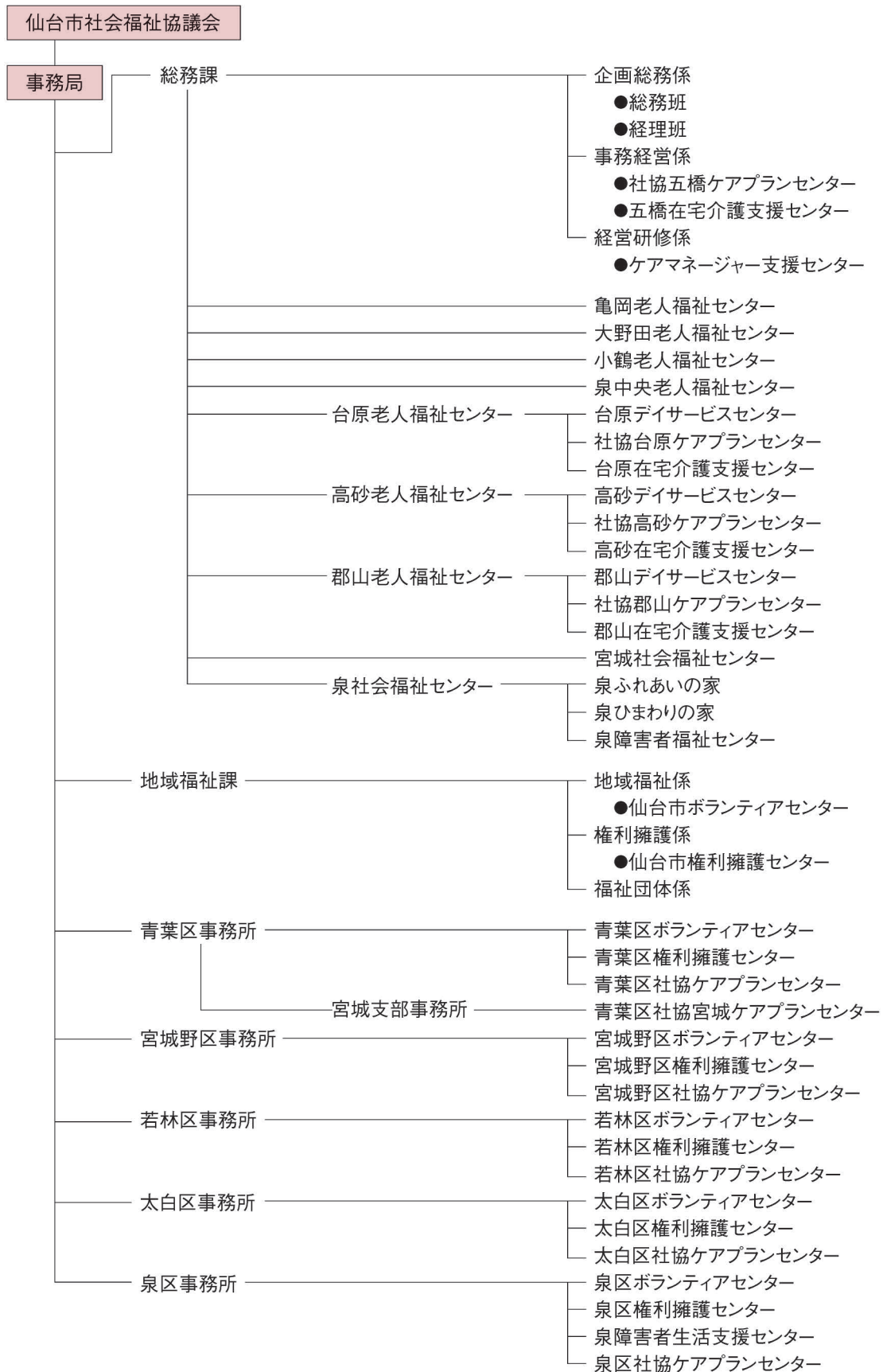
平成 6 年～ 8 年 区社協が設置され、受託施設が増えて組織が拡大していた頃



平成 12 年 社会福祉政策の転換期により、権利擁護事業や介護保険事業を開始した頃

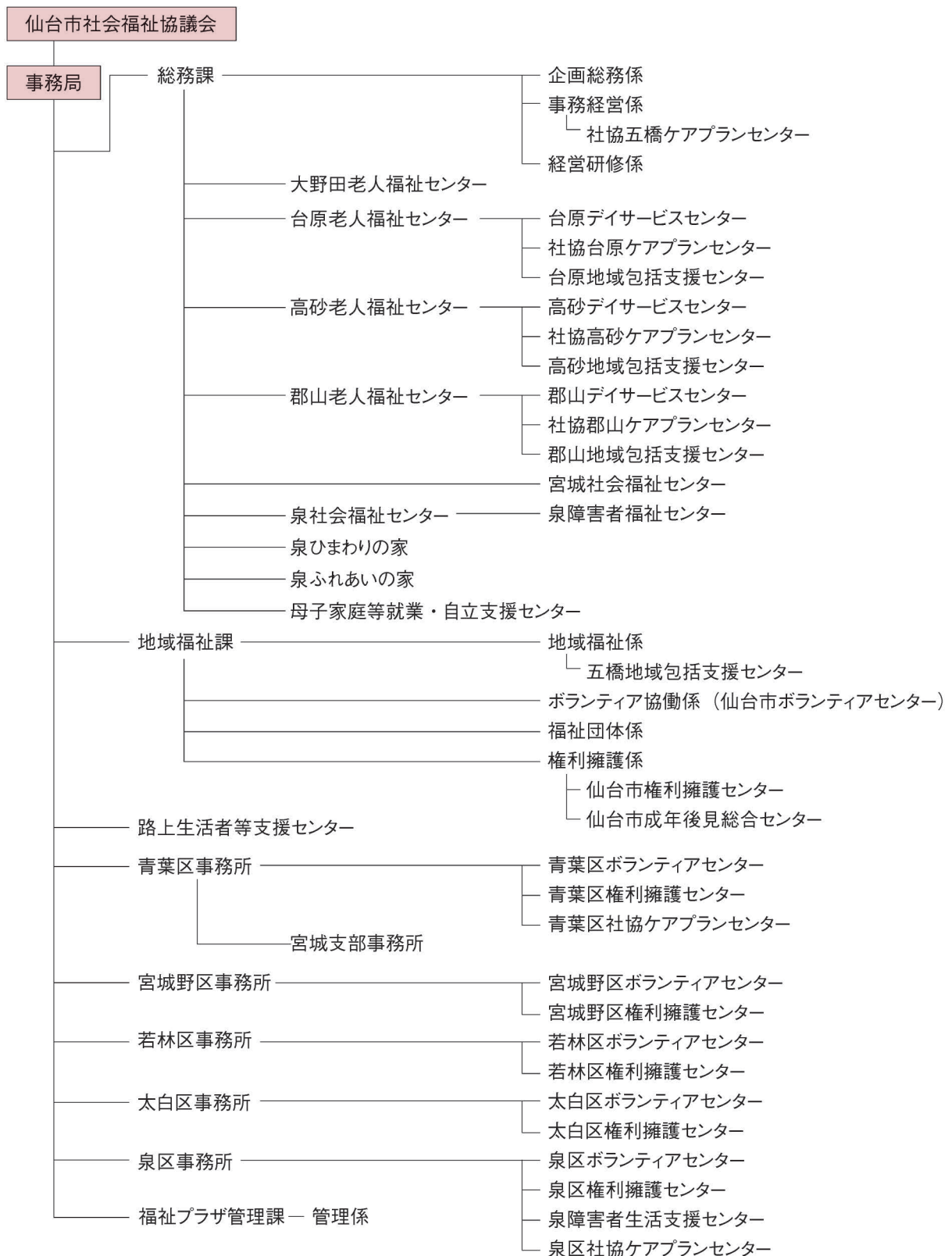


平成 16 年～ 17 年 介護保険事業の最盛期



平成 20 年

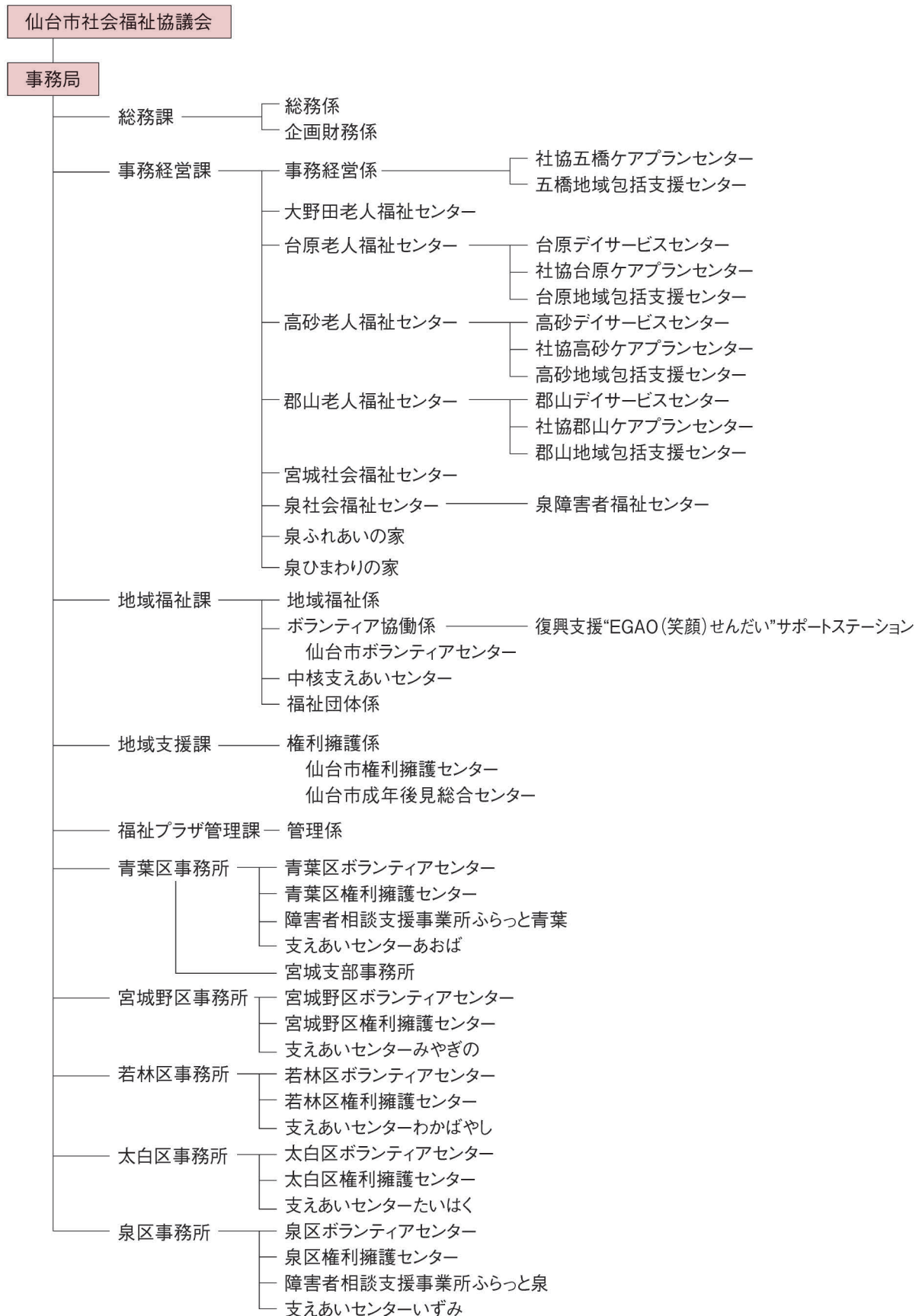
新たな市民ニーズへの対応が求められた頃



新たな市民ニーズへの対応のため、路上生活者等支援センター（平成 17 年～平成 22 年）、地域包括支援センター（平成 18 年～）、仙台市成年後見総合センター（平成 19 年～）、母子家庭等就業・自立支援センター（平成 20 年～平成 25 年）が設置されている。また、仙台市において指定管理者制度が導入され、本会が受託により管理運営していた施設の一部は他団体が管理運営することになった。

平成 25 年

被災者支援のため、復興支援“EGAO(笑顔)せんだい”サポートステーション、
支えあいセンターが設置された頃



令和3年末現在

令和2年～3年の組織体系。令和2年に総務部・地域福祉部が設置された

